

2020.12.8

# 春秋会 ニュースレター 2020.12



## 12月の予定

・12/17 12時～13時 第9回幹事会

・12/21 春秋会12月総会

## 裁判のIT化に関する民事訴訟法改正の動きが急です。 正木みどり会員ご寄稿

### 1、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会の動き

（1）本年2月の諮問を受けて設置された法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会は、すでに11月27日までに6回の部会が開催されています。民事裁判の在り方のみならず弁護士や司法制度、国民の裁判を受ける権利に大きな影響を及ぼす、重要かつ多数の論点の議論が、猛スピードで進められています。

これから、12月25日、1月22日、2月19日と部会が開催されます。

（2）来年（2021年）2月19日の部会で、民事訴訟法改正に関する中間試案がまとめられ、パブリックコメントに付されます。まだ確定情報ではありませんが、3月末までの期間の予想です。そして、パブリックコメントの後、さらに部会で検討が続けられ、12月までには最終報告がまとめられ、2022年2月の法制審総会で決定され、同年（2022年）の通常国会に民訴法改正案を上程し成立を期す、というタイムスケジュールで動いています。つまり、大枠を左右する中間試案とパブリックコメントまでにわずか3～4か月、最終報告までに1年前後しかないのです。

（3）来年2月から3月にかけてのパブリックコメントでどのような意見が寄せられるかが、重要な意味を持ちます。しかし、こんな短期間で、全面的な民訴法改正案の中間試案に対して、日弁連や大阪弁護士会が、どのような段取りで、会内の意見を集約できるのか、また私たち会員一人一人が（関連委員会も含めて）どのように意見を発信していくのかが、問われます。さらには、個人として、あるいは任意団体で、パブリックコメントに対応することも大事だと思います。そのためには、内容を把握すること、いろいろな場で意見交換することが大切です。

法制審部会の議論や提案内容は動きが速い上に流動的な面もあるので、今回は、その一部のご報告になります。引き続き、ご報告していきたいと思っております。

### 2 「裁判手続等のIT化」をめぐるごく簡単な経過

（1）政府の「未来投資戦略2017」（2017年6月19日閣議決定）で「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため…」として裁判手続等のIT化が取り上げられました。

## 1 2月号内容紹介 (P 2)

### 1 裁判のIT化に対する民事訴訟法改正の動きが急です。

P 1～P 4

### 2 改正民法〇×クイズ

P 5

### 3 今月の一枚 (一年の仕舞いに聞く一枚)

P 5～P 7

### 4 新人歓迎旅行 2020IN 新潟

p 7～p 10

### 5 各派若手会対抗ゴルフのご報告

p 10～p 12

この閣議決定を受けて、内閣に「裁判手続等のIT化検討会」が設置され、報告書がまとめられました。

さらに、政府の「未来投資戦略2018」(2018年6月15日閣議決定)で、「世界で一番企業が活動しやすい国の実現」の項目で、「裁判手続等のIT化の実現」を掲げました。

このように、政府・行政主導で、かつタイムスケジュールまで設定されて、急激に動きだしたのが、「民事裁判手続等のIT化」です。

(2) 以上の動きを受けて、法制審で諮問されることを前提として、その前段階での論点整理のために、商事法務研究会に「民事訴訟手続等IT化研究会」(以下「IT化研究会」)が設置されました。

IT化研究会は、2019年(昨年)12月に報告書を公表しました。この報告書に対する日弁連の意見書は2020年6月に採択されています。ぜひ、日弁連のホームページで見ていただきたいと思います。

このIT化研究会の議論の途中(2巡目)で、最高裁が、①「特別訴訟手続」(期間を6か月に制限し、主張と証拠を制限するもの)と、②「和解に代わる決定」(裁判所が、いつでも、和解に代わる決定を押し付けることができるもの)の2つの制度の創設を提案しました。どちらも、IT化とは関係がない、裁判所の権限を強化し、国民の裁判を受ける権利を侵害し、ラフジャスティス(粗雑な審理・粗雑な判断)を招くもので、最高裁の2つの提案は基本的な発想が共通しています。

### 3 法制審民訴法(IT化関係)部会

#### (1) 諮問内容(2020年2月)

「近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るともに、時代に即して、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現など民事訴訟制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」

(2) 構成メンバーは、裁判官、弁護士、学者、日本司法書士会連合会副会長の他に、IT関係者やセキュリティ関係者、経済界、労働関係、消費者関係等の委員です。かなりの人数です。民事訴訟法の大掛かりな改正案の検討ですが、一つ一つの論点を、法理論的にも実務的な影響についても深めるには無理のあるタイムスケジュールと委員構成のように思います。

(3) そして、6月から審議を開始しましたが、部会資料1で「少なくともこの論点は検討する」とされたものを、表題だけですが以下に列挙します。この項目を見るだけでも、国民の「裁判を受ける権利」や憲法の諸原則との関係で、大きな影響を及ぼす、民事裁判も司法の在り方も弁護士の在り方も大きな影響を受ける、ということが分かると思います。非弁問題や地域司法問題(支部機能の一層の引き上げの懸念)等の視点も、重視して検討する必要があります。

#### ○ 総論

- 1 オンライン申立ての義務化等
- 2 訴訟記録の電子化

#### ○ 訴えの提起等

## 1 2月号内容紹介 (P 3)

### 1 裁判のIT化に対する民事訴訟法改正の動きが急です。

P 1～P 4

### 2 改正民法〇×クイズ

P 5

### 3 今月の一枚 (一年の仕舞いに聞く一枚)

P 5～P 7

### 4 新人歓迎旅行 2020IN 新潟

p 7～p 10

### 5 各派若手会対抗ゴルフのご報告

p 10～p 12

#### 3 オンラインによる訴え提起

#### 4 濫用的な訴えを防止するための方策

- 送達等
  - 「システム送達」
- 口頭弁論
  - 「映像と音声の送受信により・・・」
- 特別な訴訟手続
- 争点整理
- 書証
- 証人尋問等
- その他の証拠方法
- 訴訟の終了
  - 1 判決
  - 2 和解
    - 和解に代わる決定にも言及
- 訴訟記録の閲覧等及びその制限
  - 1 訴訟記録の閲覧等
  - 2 閲覧等の制限決定があった場合における秘密保持制度
- 口頭弁論の公開
- 土地管轄
- 上訴、再審、手形・小切手訴訟
- 簡易裁判所の手続
- 手数料の電子納付
- その他

(4) 11月の第5回部会から2巡目(第2読会)に入っており、12月25日の部会からは中間試案の検討に入る、2月19日には中間試案を確定し、パブリックコメントに付す、という、冒頭に記載した猛スピードのタイムスケジュールで動いているのです。

#### 4 「裁判のIT化」は手段であってそれ自体が目的ではない

(1) 「裁判を受ける権利」が、実質的により一層保障され、その行使を容易にするIT化なら、それは望ましいと思います。「裁判を受ける権利」は、すべての人権、権利の基礎になる憲法上の権利です。ですから、「公正で適正・充実した裁判を受ける権利」の保障を後退させたり、障害を持ち込むものであってはならないと思います。まして、IT化と関係のない、重大な問題のある制度提案(最高裁が持ち出した、「特別訴訟手続」や「和解に代わる決定」など)は、新設を認めることはできません。

(2) 「裁判のIT化」という言葉で、ひとまとめにしていいのかという問題もあります。

IT化が進んでいると言われる国も、始めたのは訴訟記録の電子化から、それも一気にではなく、相応の期間をかけて段階的に整備・拡充してきたのです。まずは、システム作りから始めているのは当然です。そして、日本で言う土業(専門家)についても、義務化(強制)ではなく利便性での誘導で定着を図っています。現在でも専門家にも義務化していない国もありますし、また一部の国(ないし連邦国家で一部の州もしくは一部の種類の裁判所)で専門家に義務化したのも、トップダウンではなく、相応の期間をかけてシステムに対する信頼性を確保し定着してから、いわば確認的な状況下での専門家への義務化です。まして、

## 1 2月号内容紹介 (P 4)

### 1 裁判のIT化に対する民事訴訟法改正の動きが急です。

P 1～P 4

### 2 改正民法〇×クイズ

P 5

### 3 今月の一枚 (一年の仕舞いに聞く一枚)

P 5～P 7

### 4 新人歓迎旅行 2020IN 新潟

p 7～p 10

### 5 各派若手会対抗ゴルフのご報告

p 10～p 12

本人訴訟の本人にオンライン提出を義務化している国は、ほぼありません(むしろ、本人には原則的にオンライン提出を認めない国・州もあります)。

日本では、いつ、どのようなシステムが作られるのか、そのシステムは安定性、利便性、信頼性(セキュリティも含め)がどう保障されるのかさえ未知数の段階で、全面的なIT化の民事訴訟法改正作業が先行しており、順番がさかさまだと思います。

さらに、日本での民訴法改正の議論の中で、大きな論点になっているのが、「e法廷」ですが、「e法廷」から裁判手続IT化に着手した国はありません。

むしろ、先進国では、「e法廷」はほぼ行われていません。それは、積み上げられてきた近代民事訴訟原則との関係だと思われます。

このような世界の状況が、どこまで正確に知られているでしょうか。

#### 5 オンライン提出の義務化問題

(1) 諸外国を引き合いに出されて、「日本は遅れている」と言われますが、上記のとおり、まずシステム作りを先行すべきです。また上記のとおり、土業であっても、義務化(強制)ではなく、利便性での誘導であるべきです。

本人訴訟にまで義務化する議論というのも、世界の趨勢とはむしろ違います。しかも、憲法で保障された「裁判を受ける権利」が侵害されることに直結する、大変な問題です。

韓国の例でいうと、韓国ではオンライン提出は弁護士を含めて強制ではなく、双方ともオンライン提出、双方とも紙で提出、一方がオンライン提出する片面的電子訴訟、の3パターンがあります。紙で提出された場合の記録の電子化は裁判所の仕事であり、さらに、片面的電子訴訟の場合に相手方からオンライン提出されたものを受け取る方法としては、紙代程度(日本円で1枚5円程度)の費用を裁判所に払ってプリントアウトしてもらうか、USBで受け取るようです。

(2) しかも、日本の現状は、多数の本人訴訟の存在があります(原告の立場だけでなく、被告の立場もあります)。また、一般的に見ても、「情報テクノロジー」を利用できる環境にない、あるいは習熟していない人たちがかなりの割合で存在しています。

(3) しかし、部会の議論状況は、甲案(本人も含めて全面的に義務化)、乙案(土業は義務化)、丙案(任意)を提示したものの、「乙案は当然。できれば甲案までもっていきたい」という雰囲気濃厚です。また、「本人サポート」が言われますが(どこがどう担うのか、費用負担はどうするのか等、まだ不明)、もしオンライン提出が全面義務化されると、「本人サポート」で本人の裁判を受ける権利を実質的に保障できるものではありませんし、非弁問題の懸念もあります。

今後、中間試案に向けて、さらにどのような議論がされるのか、どのようなまとめ方をされるのか、要注意です。

6 この報告では、分量の関係や、部会での議論が流動的な論点もあるので、次の報告で以下のような項目を述べたいと思います。

特別訴訟手続と和解に代わる決定の問題。

システム送達の問題、口頭弁論期日までウェブ会議にする、人証調べもウェブで可能にする、期日概念があいまいになる、訴訟記録のネットでの閲覧、非弁問題、地域司法の問題、等々。

(31期 関西合同法律事務所 正木みどり)

## 1 2月号内容紹介 (P 5)

### 1 裁判のIT化に対する民事訴訟法改正の動きが急です。

P 1～P 4

### 2 改正民法〇×クイズ

P 5

### 3 今月の一枚 (一年の仕舞いに聞く一枚)

P 5～P 7

### 4 新人歓迎旅行 2020IN 新潟

p 7～p 10

### 5 各派若手会対抗ゴルフのご報告

p 10～p 12

## 改正民法〇×クイズ第7回

### 1 はじめに

今月の改正民法のクイズです。

答えは、春秋会ホームページに掲載します。下のリンクをクリックしてください。

### 2 1 2月の問題

【テーマ 定型約款】

Q 1 定型約款を契約の内容とする旨の合意があれば、定型約款に記載された個別の条項の内容について契約当事者が認識していなくても、原則として個別の条項についても合意したものとみなされる。

Q 2 定型約款を契約の内容とする旨の合意があれば、定型約款に記載された個別の条項の中に相手方の利益を一方的に害する条項が含まれていたとしても、その条項も含めて契約の内容となる。

Q 3 定型約款準備者は、一定の要件を満たせば相手方の同意を得ることなく一方的に定型約款の内容を変更できるが、これは定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合するときに限られる。

Q 4 事業者間の取引において、当事者の一方が用意した契約書のひな型を変更せずにそのまま契約を締結した場合、原則として定型約款による契約となる。

Q 5 労働契約の契約書も、労働者すべてに同一の契約書のひな型が用いられている場合、定型約款に該当する。

### 3 解答

<http://osaka-shunjyu-kai.com/report/%e6%98%a5%e7%a7%8b%e4%bc%9a%e3%83%8b%e3%83%a5%e3%83%bc%e3%82%b9%e3%83%ac%e3%82%bf%e3%83%bc%e3%80%80%ef%bc%92%ef%bc%90%ef%bc%92%ef%bc%90%ef%bc%8e%ef%bc%91%ef%bc%92/>

(パスワード sjntnt)

(弁護士法人なにわ共同法律事務所 70期 根本俊太郎)

## 今月の一枚 (一年の仕舞いに聞く一枚)

1 2月になると取り出す一枚がある。クリスマスだからというわけではない。暮れの寒さが沁みてきたからというわけでもない。この時節になるとなぜか聴きたくなる。

## 1 2月号内容紹介 (P 6)

### 1 裁判の IT 化に対する民事訴訟法改正の動きが急です。

P 1 ~ P 4

### 2 改正民法〇×クイズ

P 5

### 3 今月の一枚 (一年の仕舞いに聞く一枚)

P 5 ~ P 7

### 4 新人歓迎旅行 2020IN 新潟

p 7 ~ p 10

### 5 各派若手会対抗ゴルフのご報告

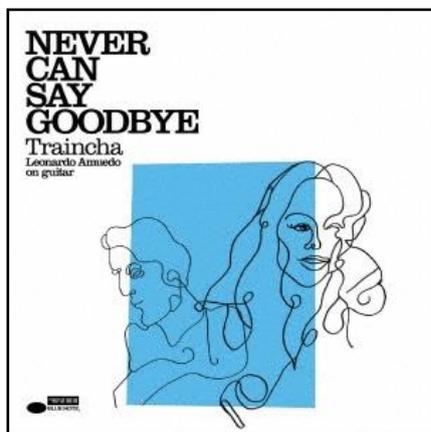
p 10 ~ p 12

「Never Can Say Goodbye」オランダ出身のジャズ歌手、トレインチャ (Traincha)さんによるマイケル・ジャクソンの歌曲集。2009年6月、突然の彼の他界に接して制作されたトリビュート盤。L・アムエドのガットギター一本による淑やかなバックに導かれて、珠玉の作品がミディアムテンポで歌い紡がれると、ダンスやリズムに目を奪われがちなマイケルの希代のメロディーメーカーぶりに感嘆し、彼女の声に耳を奪われる。

Music&Me や One Day In Your Life、若くしてH I Vで亡くなったライアン君を歌った Gone To Soon やサミーデビス Jr に捧げた You Were There と聴き進むうちに、この世とあの世の境をたゆたいながら、大切な人の不在をむしろ慈しむ心持ちが演奏から溢れてくる。今年旅だった身近な人や著名人、戦禍や COVID-19 等で逝った名も知らぬ人々への思いを募らせる。師走ではあるが、そんなひとときをもたらしてくれる名盤 (トレインチャさんは B・バカラック集も絶品)。

<https://youtu.be/Gigf9ssJwH8>

<https://open.spotify.com/album/5883OS71Ult0vnreAUe9hV?si=66fc6BECRp2W5xShToOQwg>



秘められたパワーを感じとる一枚

M I S I A が気になりだしたのは、数年前。N Y で活躍するトランペットの黒田卓也、キーボードの大林武司、トロンボーンのコリーキングらと共に Soul Jazz Session として、過去の楽曲をジャズマナーでリメイクし始めたところからだ。華奢な体からは想像できない芯の強い歌声は好きだったが、このころから表現の幅と歌の力が格段に増した気がした。

そして今年、黒田が N Y ジャズ界から集めたジャズビッグバンドと競演したベストアルバムを出し、さらにアリーナ規模のライブが実現し、1月の大阪城ホールに参加して一気に虜になってしまった。

ビッグバンドをアリーナで鳴らすこと自体スリリングな上、変転するリズム、凝った和声、グルーブ感一杯の絢爛なサウンドと、これに一步もひけをとらず歌い上げる M I S I A の歌唱に、ただもう驚きの連続だった。Everything がこぶしを効かせたソウルに生まれ変わり、新曲 C A S S A L A T T E の溢れるヴァイブス、ラッパー MIYACHI との共演、ラストのアイノカタチまで、無尽蔵のパワーに圧倒された。この C D や横浜公演の DVD でもその一端を感じることができる。コロナ直前の 1 月開催という幸運に改めて感謝しながら、今も繰り返し聴いている (先日の落馬事故から彼女が一日も早く回復することを祈念しつつ)。

<https://youtu.be/li0XYhXuNL8>

<https://youtu.be/y1dM0LwCH2I>

[https://open.spotify.com/album/3oAkiCYyYpv40u7xGZKMly?si=7rIs2XAsQWOK\\_S-j3UXZUQ](https://open.spotify.com/album/3oAkiCYyYpv40u7xGZKMly?si=7rIs2XAsQWOK_S-j3UXZUQ)

## 1 2月号内容紹介 (P 7)

## 1 裁判のIT化に対する民事訴訟法改正の動きが急です。

P 1～P 4

## 2 改正民法〇×クイズ

P 5

## 3 今月の一枚 (一年の仕舞いに聞く一枚)

P 5～P 7

## 4 新人歓迎旅行 2020IN 新潟

p 7～p 10

## 5 各派若手会対抗ゴルフのご報告

p 10～p 12



(4 1期 きづがわ共同法律事務所青木佳史)

## 新人歓迎旅行 2020 in 新潟

11月7日(土)、8日(日)の2日間、72期新人歓迎旅行に参加させていただきましたので、その様子について、簡単ではありますがご報告いたします。なお、今回の旅行には、72期21名を含む計46名が参加しました。

### 【1日目】

伊丹空港を出発し、新潟空港に到着後、まず昼食会場「割烹 大膳」に向かいました。新潟に到着するやいなや新潟の郷土料理とお酒を味わうことができ、旅への期待が膨らみます。



その後、向かったのが豪農の館「北方文化博物館」(新潟市)です。江戸中期から代を重ね「豪農」の道を歩み、大地主となった伊藤家の旧邸宅であり、建物、庭園、展示品のいずれも大変立派でしたが、中でも庭園を見渡せる大広間は、漫画「鬼滅の刃」の「お館様」(鬼殺隊のリーダー)のお屋敷にそっくりという理由で、鬼滅ファンにも人気とのことでした。



## 1 2月号内容紹介 (P 8)

## 1 裁判のIT化に対する民事訴訟法改正の動きが急です。

P 1～P 4

## 2 改正民法〇×クイズ

P 5

## 3 今月の一枚 (一年の仕舞いに聞く一枚)

P 5～P 7

## 4 新人歓迎旅行 2020IN 新潟

p 7～p 10

## 5 各派若手会対抗ゴルフのご報告

p 10～p 12



北方文化博物館を出て、月岡温泉「白玉の湯 華鳳」へ。プロが選ぶ日本の旅館で全国2位になったこともあるそうで、到着早々その豪華さに圧倒されました。とにかく広い。チェックインの後、温泉を楽しみ、気分もさっぱり宴会に臨みます。

石田先生の乾杯の音頭から宴会が始まります。72期の参加者が一人ずつステージに挙げられ、一発芸を披露したり、司会のお二人（奥津先生、上杉先生）にいじられたりして、皆さんに顔を覚えてもらいました。



会場の様子



司会のお二人

その後、青木先生や谷先生らによるクイズ大会（豪華賞品あり）や森野先生、濱田先生、飯島先生、谷先生からの激励のご挨拶など様々な企画が用意され、時間を忘れ大変盛り上がりました。



???

## 1 2月号内容紹介 (P 9)

## 1 裁判のIT化に対する民事訴訟法改正の動きが急です。

P 1～P 4

## 2 改正民法〇×クイズ

P 5

## 3 今月の一枚 (一年の仕舞いに聞く一枚)

P 5～P 7

## 4 新人歓迎旅行 2020IN 新潟

p 7～p 10

## 5 各派若手会対抗ゴルフのご報告

p 10～p 12

宴会場での1次会の後は、2次会、・・・と続きます。



## 【2日目】

2日目、ホテルをチェックアウトした後、バスに揺られまず向かったのが、彌彦神社（西蒲原郡弥彦村）です。地元では、「おやひこさま」と呼ばれ親しまれる神社とのこと。境内は緑豊かで、フォトジェニックな場所でした。また、「Go To」の影響でしょうか、多くの参拝客で拝殿の前には長い列ができていました。



その後、昼食をはさみ、たくさんの種類の地酒の試飲を楽しめる今代司酒造や、新潟せんべい王国を見学し、全ての旅程が終了しました。



酒蔵の方の説明を真剣に聞く一同



せんべい焼き見学

## 1 2月号内容紹介 (P 10)

### 1 裁判のIT化に対する民事訴訟法改正の動きが急です。

P 1～P 4

### 2 改正民法〇×クイズ

P 5

### 3 今月の一枚 (一年の仕舞いに聞く一枚)

P 5～P 7

### 4 新人歓迎旅行 2020IN 新潟

p 7～p 10

### 5 各派若手会対抗ゴルフのご報告

p 10～p 12

1泊2日の日程でしたが、沢山の催しものを通じて、普段お会いする機会が少ない他事務所の先生方とも大いに親睦を深めることができました。親睦委員会の先生方や旅行に参加された先生方、ありがとうございました！



(72期 梅ヶ枝中央法律事務所 才木)

## 各派若手会対抗ゴルフのご報告

### 春秋会，踏みとどまる！！

先日、11月28日(土)にオリンピックゴルフ倶楽部(三木市)において、各派若手会対抗ゴルフが開催されました。春秋若手会からは、本年も、5名が参加いたしました。

(参加者は、佐伯紀明会員、日下部太一会員、富田詩織会員、村本健司会員、河野哲平です。)



(暗雲が垂れ込める？ゴルフ場のエントランスです。)

1 2月号内容紹介 (P 1 1)

1 裁判の IT 化に対する民事訴訟法改正の動きが急です。

P 1 ~ P 4

2 改正民法〇×クイズ

P 5

3 今月の一枚 (一年の仕舞いに聞く一枚)

P 5 ~ P 7

4 新人歓迎旅行 2020IN 新潟

p 7 ~ p 1 0

5 各派若手会対抗ゴルフのご報告

p 1 0 ~ p 1 2



(小雨に見舞われた時間帯もありましたが、何とか天気は持ちこたえました。)



(春秋若手会の参加メンバー)

## 1 2月号内容紹介 (P 1 2)

### 1 裁判の IT 化に対する民事訴訟法改正の動きが急です。

P 1 ~ P 4

### 2 改正民法〇×クイズ

P 5

### 3 今月の一枚 (一年の仕舞いに聞く一枚)

P 5 ~ P 7

### 4 新人歓迎旅行 2020IN 新潟

p 7 ~ p 1 0

### 5 各派若手会対抗ゴルフのご報告

p 1 0 ~ p 1 2



(プレイ後の晴れやかな参加の面々)

春秋会の参加メンバーは、それぞれ、他会派の若手会の参加者と親睦を深めることができました。

そして、春秋若手会の結果やいかに???

天候と同様、春秋若手会も、何とか踏みとどまりました！

## 結果は5位!!!

最下位を免れることができました！

踏みとどまることができたのは、ベストスコア賞（参加45名の中で最もスコアがよかったプレーヤーに与える賞）を受賞した佐伯紀明会員を始めとして、春秋若手会の参加メンバーがベストを尽くしたことによります。

私は、他の参加メンバーの足を大いに引っ張ってしまいました…

今回の結果を受けて、私自身は、  
来年に向け、改めて、練習に励もうと固く決意をしました。

なお、本年は、コロナ禍の現状のもと、懇親会等は開催されませんでした。

## 2020 年度 広報委員の紹介

委員長 中森俊久（55 期）

有村とく子（50 期 昨年度委員長）

山口昌之（58 期 担当副幹事長）

浦寛幸（59 期 HP・新人歓迎会担当）

広瀬元太郎（60 期 WEB 化担当）

木場晶子（67 期）

加藤卓（68 期 写真担当）

鮫島千遙（68 期）

吉留慧（68 期）

信吉将伍（69 期）

高一成（69 期）

根本俊太郎（70 期）

佐久間ひろみ（71 期）

足立敦史（71 期）

中西教子（72 期）

才木晴幹（72 期）

●春秋会ニュースレターに掲載する記事等を募集します！

掲載希望の記事や写真などありましたら、中森委員長宛

([t-nakamori@abenolaw.jp](mailto:t-nakamori@abenolaw.jp))にお送り下さい。

皆様良いお年をお迎えください。